

# 北九州市門司麦酒煉瓦館管理要綱

## 第1章 総論

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号。以下「条例」という。）及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市門司麦酒煉瓦館（以下「門司麦酒煉瓦館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この要綱は、門司麦酒煉瓦館について規定するものとする。

(開館時間及び休業日)

第3条 門司麦酒煉瓦館および駐車場の開館時間及び休業日は、次のとおりとする。

区分	供用時間	休業日
門司麦酒煉瓦館 (展示施設)	午前9時から午後5時まで	12月29日～1月3日
市民ギャラリー	午前9時から午後10時まで	
駐車場	午前0時から午後12時まで ただし、大型自動車及び中型自動車の入出庫時間は午前9時から午後6時まで	

2 特に必要がある場合は、市長の承認を得て、前項の開館時間及び休業日を変更することができる。

## 第2章 門司麦酒煉瓦館（展示施設）

(観覧料)

第4条 観覧料は、次のとおりとする。

区分		大人	中学校の生徒以下の者 (4歳未満の者を除く。)
個人	1人1回	100円	50円
団体(30人以上)		80円	40円

2 観覧料を変更しようとする場合は、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

(観覧料の減免)

第5条 条例第7条の規定に基づき、次の各号の一に該当する場合は、観覧料を全額免除とする。

- (1) 本市発行の療育手帳を交付され入館の際それを提示した者及びその付添人1名
- (2) 本市発行の身体障害者手帳を交付され入館の際それを提示した者。なお、障害の程度が1級から4級の者についてはその付添人1名
- (3) 本市発行の精神障害者保健福祉手帳を交付され入館の際それを提示した者及びその付

添人1名

- (4) 本市に居住する戦傷病者で、福岡県発行の戦傷病者手帳を交付され入館の際それを提示した者
  - (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校（高等学校、中等教育学校後期課程、大学、高等専門学校を除く。）の児童、生徒、及び園児（以下「児童等」とする。）が教育上の目的のために教職員に引率されて利用する場合の児童等及びその引率者
  - (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内児童福祉施設に入所又は通園している幼児及び少年（以下「幼児等」とする。）が教育上の目的のために児童福祉施設の職員に引率されて利用する場合の幼児等及びその引率者
  - (7) マスコミ等の取材で、本市のPRに役立つと考えられる者
  - (8) 本市を視察等の目的で来北し、行政内部からの申請がある者
- 2 条例第7条の規定に基づき、公的機関が発行した証明書で、本市、福岡市、熊本市、又は鹿児島市の65歳以上の市民であることを確認できるもの（運転免許証、国民健康保険証等、住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。）及び下関市発行の介護保険被保険者証を交付され、入館の際それを提示した者は、観覧料を7割減免とする。
  - 3 その他、市長が特に必要であると認める者については、減免することができる。
  - 4 前項の場合、減免率はその都度決定する。
  - 5 第1項の表（5）から（8）に該当する者で、観覧料の減免を受けようとする者は観覧料減免申請書兼許可書（第1号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

（観覧料の不返還）

第6条 既納の観覧料は返還しない。ただし、入館者の責によらない理由により入館できないときは、既納の観覧料を返還する。

（入館の制限）

- 第7条 次の各号の一に該当する者に対しては、利用を拒み、又は退館を命ずることができる。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある者
  - (2) 展示品若しくは設備等を汚損し、又はき損するおそれがある者
  - (3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いるなど他の利用者の迷惑となる者  
    酌量している者
  - ア 許可を受けずに館内で販売行為を行なう者
  - イ 許可を受けずに館内で火気を使用する者
  - ウ 指定の場所以外で飲食及び喫煙を行なう者
  - エ 動物（ただし、盲導犬、聴導犬及び介助犬を除く）及び危険物を持ち込む者
  - オ その他施設の管理上支障がある者
- 2 前項の規定に基づき入館を拒み、または退館を命じたことによって、入館者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

### 第3章 市民ギャラリー

（利用の申請及び承認等）

- 第8条 市民ギャラリーを利用しようとする者は、「市民ギャラリー」利用申請書兼承認・領収書（第2号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし特に必要がある場合は、この限りでない。
- 2 前項の承認を受けた者の使用は、1回の利用につき14日以内とする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。
  - 3 第1項の申請書の受付開始日は6ヶ月前とする。ただし、特に必要のある場合はこの限りでない。
  - 4 管理上必要がある場合は、条件を付して利用を承認することができる。

（市民ギャラリー利用料）

第9条 市民ギャラリー利用料は、次のとおりとする。

午前9時から午前12時まで	220円/日
午前12時から午後5時まで	380円/日
午後5時から午後10時まで	600円/日

- 2 営利目的のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る利用料の額は、前項の利用料の30割に相当する額とする。
- 3 市民ギャラリー利用料を変更しようとする場合は、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

(利用料の減免)

第10条 事業上必要がある場合は、条例第7条に基づき市民ギャラリー利用料を減免することができる。

- 2 前項の減免の対象及び率の上限は、次のとおりとする。
- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| (1) 本市が主催する事業等に利用する場合    | 100%減免 |
| (2) 本市が共催する事業等に利用する場合    | 50%減免  |
| (3) その他、市長が特に必要であると認めた場合 | その都度決定 |
- 3 利用料の減免を申請する者は「市民ギャラリー」利用料金減免申請書(第3号様式)を提出し、その承認を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用目的のために認められた以外の物品を展示し、販売し、又は持ち込まないこと。
- (2) 許可を受けずに飲食しないこと。
- (3) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに、壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (5) 承認を受けた設備・器具以外のものを使用しないこと。
- (6) 器具等を館外に持ち出さないこと。

(飲食)

第12条 ギャラリー内での飲食については、原則として認めないものとする。ただし、イベントの内容によっては、条件付で許可できるものとする。

(利用の不承認及び取り消し等)

第13条 次の各号の一に該当するときは、利用を承認しない。

- (1) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は設備・器具等をき損するおそれがあるとき。
- (3) 宗教的宣伝活動をするとき。
- (4) 政治的宣伝活動をするとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (6) その他施設の管理上支障があるとき。

2 次の各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 利用の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。
- (3) 建物又は設備・器具等をき損するおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (5) その他施設の管理上支障があるとき。

3 前項の規定に基づく利用の承認の取消し、又は利用の停止によって、利用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(利用料の不返還)

第14条 既納の利用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める割合により、既納の利用料を返還する。

(1) 利用者の責によらない理由により、利用できないとき：既納利用料の10割。

(2) 利用日の20日前までに、利用者が「市民ギャラリー」利用とりやめ申請書(第4号様式)を提出した場合で、相当の理由があると認められるとき：既納利用料の8割。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、利用が終わったとき、又は13条の規定により、利用の承認の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、直ちに現状に回復して、返還しなければならない。

2 現状に復するための費用については、全額利用者が負担するものとする。

(転貸等の禁止)

第16条 利用者は、市民ギャラリーを利用する地位を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認した利用目的以外の目的に利用してはならない。

#### 第4章 駐車場

(料金)

第17条 駐車場料金は、次のとおりとする。

区分	—	料金
普通自動車	1台1回(1日以内)	駐車開始から30分間は無料 以後、30分又はその端数ごとに 100円とし、上限500円
大型自動車及び中型自動車		1,000円

2 普通自動車のカード式回数券5,000円分を4,250円で発行することができる。

3 駐車場料金及び普通自動車のカード式回数券の額を変更しようとする場合は、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

(料金の減免)

第18条 事業上必要がある場合は、条例第7条に基づき駐車場料金を減免することができる。

2 前項の減免の対象及び率の上限は、次のとおりとする。

(1) 本市が主催する事業等に利用する場合 100%減免

(2) 本市が共催する事業等に利用する場合 50%減免

(3) 赤煉瓦プレイス及び周辺地域の事業等に利用する場合 15%減免

(4) その他、市長が特に必要であると認めた場合 その都度決定

3 利用料の減免を申請する者は「駐車場」利用料金減免申請書(第5号様式)を提出し、その承認を受けなければならない。

(料金の不返還)

第19条 既納の駐車場料金は返還しない。ただし、利用者の責によらない理由により使用できないときは、既納の駐車場料金を返還する。

#### 第5章 その他

(損害賠償)

第20条 施設利用者の責めに帰すべき事由により、門司麦酒煉瓦館の建物、設備及び展示品等を滅失又はき損した場合は、市の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(諸様式)

第21条 門司麦酒煉瓦館の利用に関する様式は、次のとおりとする。

- (1) 門司麦酒煉瓦館観覧料減免申請書兼許可書
- (2) 門司麦酒煉瓦館「市民ギャラリー」利用申請書兼承認・領収書
- (3) 門司麦酒煉瓦館「市民ギャラリー」利用料金減免申請書
- (4) 門司麦酒煉瓦館「市民ギャラリー」利用とりやめ申請書
- (5) 門司麦酒煉瓦館「駐車場」利用料金減免申請書

第1号様式  
第2号様式  
第3号様式  
第4号様式  
第5号様式

付 則

この要綱は、平成17年5月21日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年3月17日から施行する。

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。